

## 長与小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### 【基本理念】

- ・いじめはどの子供にも起こりうる。
- ・どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

### 【目指す子供像】

- ・いじめない子ども
- ・いじめを許さない子ども
- ・勇気ある子ども



### 【いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童生徒一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童生徒一人一人を大切に作る意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童生徒のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

### いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けて「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

- ☆ 情報交換会（毎週1回開催）その週の実態を把握し、全職員で共通理解する。
  - ・職員連絡会の中で時間を設定する。
- ☆ 定例会（毎月1回開催）各週の実態を把握し、翌月の取組を確認する。
  - ・校長、副校長、教頭、生活指導主任、学年生活指導担当、養護教諭
- ☆ 拡大委員会（每学期1回開催）
  - ・校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学校評議員、学校支援会議委員、子どもと親の相談員 他

### 【いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法より】

- ・第4条：児童等はいじめを行ってはならない。
- ・第9条：保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## いじめの未然防止

### 【学校の取組】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- 自己有用感や自己肯定感の育成
- 「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修や外部講師による講話の実施
- 道徳の時間の充実及び情報モラル教育の実施
- 特に配慮が必要な児童に対する適切な支援及び保護者との連携

### 【児童の取組】

- 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 児童会による「いじめゼロ宣言」をする。

### 【保護者・地域住民の取組】

- いじめ防止対策推進法第9条の理解し実践する。
- 日頃から子どもが悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。

## いじめの早期発見

（早期発見・早期相談が早期解決につながる！）

### 【学校の取組】

- 児童のささいな変化に気付く力を高める。
- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- 児童が日頃から相談したりいじめを訴えたりしやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する  
児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- 集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

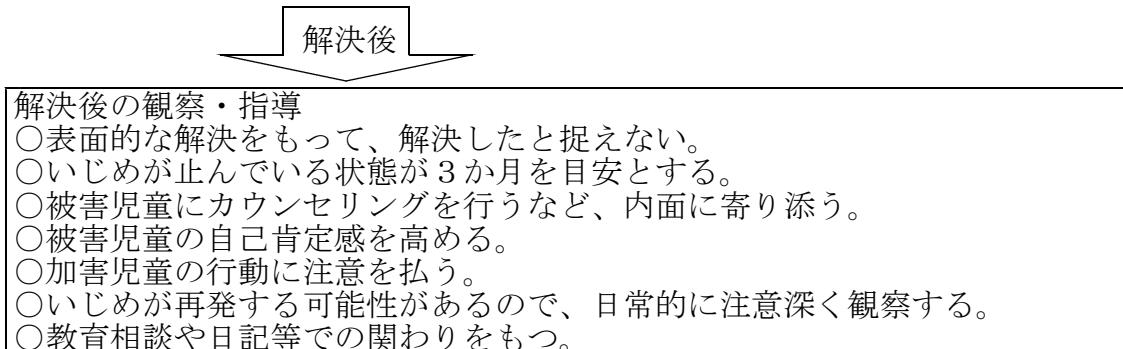
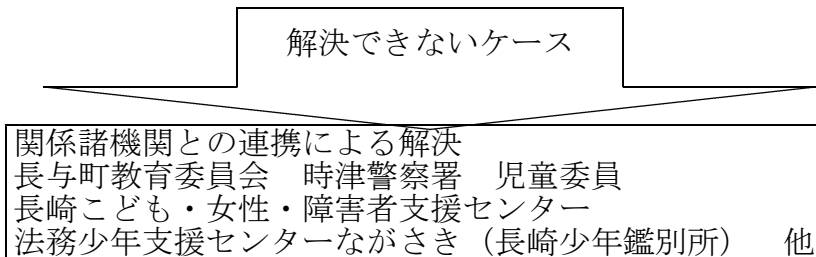
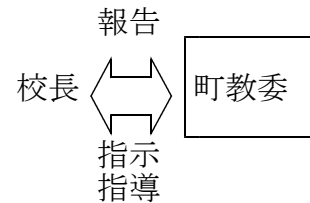
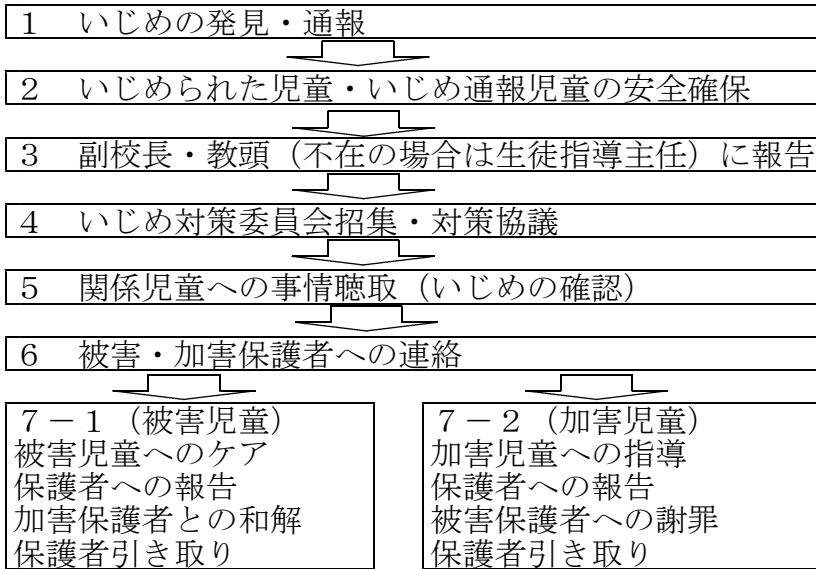
### 【児童の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、周囲の仲間や先生、大人等に知らせたり、解消に向けて取り組んだりする。

### 【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子どもとともに、他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

## いじめに対する措置



## 重大事態への対処

（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に連絡する。教育委員会は町長に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ② 学校のいじめ対策委員会で調査を行い、教育委員会に報告する。
- ③ 町長及び教育委員会は、再調査が必要であると判断した場合は、教育委員会の下に設置している「いじめ等学校問題サポートチーム」で調査にあたる。
- ④ 教育委員会は調査結果を町長に報告する。町長は議会に報告する。
- ⑤ 町長が再調査が必要と判断した場合には、県教育委員会と連携を図る。

年間計画

※いじめ対策委員会（定例会：教職員、拡大委員会：外部委員を含む）

月	内 容	月	内 容
4	○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認 ○ 保護者・地域住民への啓発 ・PTAでの説明やホームページでの公開 ○ 第1回拡大委員会 年度の方針・取組確認	10	○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
5	○ 定例会 ・4月の振り返りと取組確認 ○ いじめ根絶強調月間 ・児童集会の実施	11	○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
6	○ 定例会 5月の振り返りと取組確認	12	○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
7	○ 定例会 6月の振り返りと取組確認	1	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
8	○ 定例会 7月の振り返りと取組確認	2	○ 第3回拡大委員会 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認
9	○ 第2回拡大委員会 ・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認	3	○ 定例会 2月の振り返りと取組確認

わが子の「いじめSOS信号10」

（わが子を日々見つめ、確認願います。）

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかっていたり、大人が出ると切れたりする。

相談窓口

（「何かおかしいな」「いつもと違う」と感じたら即相談を！）

<input type="checkbox"/>	長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	8 8 3 - 5 1 6 1
<input type="checkbox"/>	親子ホットライン（長崎県教育センター）	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/>	いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/>	ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0 1 2 0 - 7 8 - 6 7 1 4
<input type="checkbox"/>	チャイルドライン（NPO法人）：児童生徒専用	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
<input type="checkbox"/>	長与小学校の相談窓口	0 9 5 - 8 8 3 - 2 0 0 4
<input type="checkbox"/>	心の教室相談員	0 8 0 - 1 7 2 4 - 4 1 1 3